

令和 7 年度埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正審議における労働側主張

労働者委員 西牧善信
霜垣謙一
近藤正人

1. 取り巻く環境

日本経済は、2024 年度の名目成長率が 3.7%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が 0.8%となる（2025 年 6 月、2 次速報）など継続して緩やかな回復傾向にある。また、物価は継続して上昇しており、2025 年 5 月の消費者物価指数（前年同月比）は、総合で 3.5%、持家の帰属家賃を除く総合で 4.0%、基礎的支出項目で 5.9%の上昇となっている。生産、雇用情勢は、政府の「月例経済報告」において、「鉱工業生産は、横ばいとなっている。業種別にみると、電子部品・デバイスはこのところ持ち直しの動きがみられる。」「雇用情勢は、改善の動きがみられる。人手不足感が高い水準となっている。」（2025 年 6 月）としている。

2. 埼玉県の状況：埼玉県四半期経営動向調査（令和 7 年第 2 四半期（4 月～6 月）より）

県の経済概況としては、埼玉県経済動向調査（2025 年 7 月）において、基調判断は、「県経済は、一部に弱さがみられるものの、持ち直している」としている。また、四半期経営動向調査では県内中小企業の経営状況については、「県内中小企業の景況感、持ち直しの動きに足踏み感がみられる。先行きについては改善の動きがみられる。」としている。また、雇用者数の過不足感については、5 年連続で「不足」（34.7%）が「過剰」（5.3%）を大きく上回った。

電気機械器具製造業における第 2 四半期鉱工業生産指数は、半導体関連企業における在庫調整が長引いている影響をうけ、電子部品デバイスについては昨年比で悪化しているものの、電気機械、情報通信機械については改善しており、ウエイトを考慮した加重平均では昨年同等となる。

原数値（季節調整済）

項目	電子部品デバイス	電気機械	情報通信機械	電機加重平均
ウエイト	301.7	377.7	187.3	-
令和 7 年第 2 四半期 （4 月～6 月）	55.1 (52.5)	102.2 (103.5)	116.3 (115.0)	88.9 (88.2)
令和 6 年第 2 四半期 （4 月～6 月）	67.1 (66.8)	97.2 (97.3)	112.2 (109.4)	89.9 (89.3)
前年度同期差	▲12.0 (▲14.3)	5.0 (6.2)	4.1 (5.6)	▲1.1 (▲1.1)

原数値（季節調整済）

項目	電子部品デバイス	電気機械	情報通信機械	電機加重平均
令和 7 年 4 月	47.9 (46.9)	101.6 (102.9)	127.4 (116.7)	88.5 (86.4)
5 月	54.7 (58.0)	97.0 (104.1)	110.8 (113.3)	85.3 (90.0)
6 月	62.8 (59.8)	108.0 (99.1)	110.8 (109.1)	92.9 (87.6)

2. 基本的な考え方

特定（産業別）最低賃金の目的は、①当該産業の労働条件の向上、②当該産業の公正競争の確保、③労使交渉の補完・代替機能、④健全な労使関係の構築を目的に、当該産業の発展に寄与することである。そのことから、セーフティーネットとしての地域別最低賃金とは異なり、特定（産業別）最低賃金は、当該産業の基幹的労働者賃金の最低額を決定することになっている。

そのことを踏まえ、下記の基本的考え方を示す。

- (1) 特定（産業別）最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢（18歳未満、65歳以上は除外）や業務（主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く）を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金である。従って、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠である。
- (2) 同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者の間の不合理な待遇差の解消をめざし、パートタイム・有期雇用労働法（大企業：2020年4月1日、中小企業：2021年4月1日）、労働者派遣法（2020年4月1日）が改正・施行された。同一価値労働同一賃金の観点から賃金格差是正を図るため、特定最低賃金の水準を企業内最低賃金協定の水準に引き上げることにより、産業全体の賃金の底上げを図ることができる。
- (3) 電機産業は県内における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、埼玉県経済においても重要な役割を担っている。

<埼玉県 電機産業> ※2023年経済構造実態調査（2024年7月26日公表）
（従業員数 36,181 名、製造出荷額 1,379,419 百万円、付加価値額 523,964 百万円）

- (4) 電機産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっており、事業の公正競争確保をはかるためには、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠である。
- (5) 電機産業は高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化実現への貢献や、少子高齢化が加速し人材不足が深刻化する中、DXやAIなどの新しい技術を活用したサービスの効率的な提供が求められるなど、産業としてのさらなる発展も期待されている。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定電機最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要である。

なお、マクロベースで労働時間あたりの付加価値（国内総生産）をみると、全産業と比べ約40%、製造業と比べて約20%上回っている。雇用者報酬額をみると全産業と比べ約20%、製造業と比べて約13%上回っている（内閣府「2023年度（令和5年度）国民経済計算年次推計」（2024年12月23日公表）

- (6) 水準の目安としては、産業別最低賃金（18歳見合い）を高卒初任給の水準（時間額換算）に準拠することを目標とし、この水準に近づける取り組みを計画的に推進する。具体的には、2025年闘争において引き上げが図られた「産業別最低賃金（18歳見合い）」の水準である200,000円*1を時間あたりに換算した1,293円を準拠基準を到達目標に設定するなど、計画的な水準改善を図る。また、基幹的労働者の入口賃金として相応しい水準を確保する必要がある、あわせて、隣県との格差の縮小も必要である。

[算定根拠] 200,000円*1÷154.56時間*2=1293.99円

*1 中闘組合（12組合）の産別最賃（18歳見合い）の最頻値（2025年闘争結果）

*2 中闘組合の月間所定労働時間の平均値（2025年度）

3. 具体的な主張

上記2項からの基本的な考え方にに基づき、埼玉県の実機産業の特定最低賃金の改正にあたって、以下の点を主張させて頂く。

- (1) 特定最低賃金は、賃金格差の是正と産業の公正な市場競争を促す役割がある。埼玉県においても、公正競争担保の必要性や、人材獲得という観点においても、特定最低賃金の意義と必要性は高まっており、企業内最低賃金や初任給などの賃金実態や、東京都における地域別最低賃金額も考慮したうえで、水準改善をおこない産業の魅力と持続可能性を高めることが必要である。
- (2) 特定（産業別）最低賃金は、組織労働者が締結した労働協約を未組織労働者に適用する「労働協約の拡張適用」の考え方が根幹にある。今回、特定最低賃金の金額改正を求めるにあたり、私たちが提出した協定書における最低協定額は1,187円（昨年度比+62円）となった。
このような中、電機産業に働く基幹的労働者の最低賃金については、我々の春闘等で改善した労働協約の絶対水準額に早期に近づけることが、未組織労働者への波及、公正競争の確保、人材確保の観点、からも必要である。
- (3) 地域別最低賃金審議においても考慮された消費者物価の上昇は、特定（産業別）最低賃金の近傍で働く人にとっても生活への影響は同様であり、特定最賃の金額審議においても考慮すべきである。加えて、産業の優位性を保つためには、地域別最低賃金での引上げ額以上の引上げが必要である。
- (4) 2025年春闘にて、賃金水準、企業内最低賃金、高卒初任給、大卒初任給が大幅に引上げられた。
これは人材確保のために企業内最低賃金、初任給の引上げが必要であったという労使共通の認識と、その結果と理解しており、公正競争の確保、産業の魅力と持続可能性を高めるためにも特定（産業別）最低賃金においても、引き上げが重要である。

以上

<参考：各種データ>

1. 2025 年電機連合総合労働条件改善闘争結果（7 月 29 日現在）

賃金関連項目	2024 年	2025 年	時給換算※
賃金水準改善額（平均）	11,575 円	13,361 円	85.6 円
企業内最賃引上げ額（平均）	10,121 円	14,533 円	94.0 円
高卒初任給引上げ額（平均）	9,596 円	13,142 円	85.0 円
大卒初任給引上げ額（平均）	14,345 円	15,000 円	97.0 円

※ 時給換算は、引上げ額を電機中闘組合の月間所定労働時間の平均値 154.56 時間で除したもの

※ 高卒・大卒初任給は引上げ額は、引上げ額が明確な組織の単純平均

※ 電機連合一括加盟組合構成組織も含めた結果

2. 2025 年企業内最低賃金改正結果（規模別集計）

項目	全組織	1,000 人以上	300～999 人	300 人未満
新水準	197,310 円	201,751 円	197,069 円	192,129 円
引上げ額	14,359 円	16,285 円	13,757 円	12,130 円
旧水準	182,951 円	185,388 円	183,238 円	181,395 円
引上げ率	7.85 %	8.83 %	7.55 %	5.92 %

※ 記載の金額はすべて単純平均の結果

※ 電機連合一括加盟組合構成組織も含めた結果

3. 提出協定書における企業内最低賃金協定額（時給）

項目	2024 年	2025 年	増加額
平均値	1,200 円	1,289 円	89 円
最大値	1,359 円	1,425 円	66 円
最小値	1,125 円	1,187 円	62 円

※ 時給額はすべて小数点切り捨てでの記載

※ 平均は協定書提出組織の単純平均